

9 化学物質対策等の推進

提出先 経済産業省、環境省

【提案項目】

化学物質対策等を推進するため、次の措置を講じること。

1 化学物質対策

化学物質の環境中での挙動、人の健康や生態系への影響に係る調査研究を一層推進することにより、有害性や暴露、環境残留性の情報を充実させるとともに、化学物質による環境リスクを低減するために、化学物質の一元的・総合的な規制等が可能となるような法制度を整備すること。

2 土壌・地下水汚染対策

改正土壌汚染対策法が平成22年4月から全面施行され、有機塩素化合物や重金属等の化学物質により汚染された土地を発見する機会が増加したことから、汚染土壌の処理や地下水の浄化を適切に促進するため、土地所有者等に対する支援制度の充実を図ること。

【提案理由等】

- 2002年に世界首脳会議で合意された「2020年までに化学物質の製造・使用に伴う人及び環境への著しい悪影響を最小化する」との目標の下、国は、第四次環境基本計画における重点的分野で「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」を掲げ、化学物質の安全性を緊急的に点検するとしているが、具体的な内容及びスケジュールを明らかにした上で確実に実施する必要がある。

また、化学物質の法規制等は、化学物質排出把握管理促進法や化学物質審査規制法などで対応しているが、法律ごとに対象となる化学物質や規制の方法等が異なるため、事業者の理解を促進し、「化学物質の環境リスクの低減」をより推進するには、個別法を統合するなどにより、化学物質の一元的・総合的な規制等が可能となるような法制度の整備が必要である。

- 有機塩素化合物や重金属等の化学物質に汚染された土壌による人の健康被害を防止するためには、汚染範囲の調査やそれに基づく措置、地下水の浄化対策が必要である。これら調査・対策は、土地所有者等の責務とされており、土地所有者等が原因者でない場合であっても責務が課されることから、円滑な調査や適正な汚染土壌対策が進まない状況にある。このため土地所有者等への財政的支援制度を充実させる必要がある。